

長野県告示第418号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市下平999の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第419号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村大字針尾字長久保1003の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課



公告

平成26年度の自衛官候補生等の募集期間等は、次のとおりです。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 自衛官候補生
 - (1) 募集期間
平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで
 - (2) 試験期日及び試験会場

ア 男子

試験期日	試験会場
平成26年9月20日 (土)	信州大学工学部 〒380-8553 長野市若里4-17-1
	松本市浅間温泉文化センター 〒390-0303 松本市浅間温泉2-6-1
	長野県佐久勤労者福祉センター 〒385-0029 佐久市佐久平駅南4-1
	飯島町文化館 〒399-3702 上伊那郡飯島町飯島2489

イ 女子

試験期日	試験会場
平成26年9月28日 (日)	陸上自衛隊松本駐屯地 〒390-8508 松本市高宮西1-1

2 一般曹候補生

- (1) 募集期間
平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで
- (2) 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場
平成26年9月20日 (土)	信州大学工学部 〒380-8553 長野市若里4-17-1
	松本市浅間温泉文化センター 〒390-0303 松本市浅間温泉2-6-1
	長野県佐久勤労者福祉センター 〒385-0029 佐久市佐久平駅南4-1
	飯島町文化館 〒399-3702 上伊那郡飯島町飯島2489

3 航空学生

- (1) 募集期間
平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで
- (2) 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場
平成26年9月23日 (火)	陸上自衛隊松本駐屯地 〒390-8508 松本市高宮西1-1
	長野第2合同庁舎 〒380-0846 長野市旭町1108

4 受付場所

市役所、町村役場及び下記地域事務所において受付をします。

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
飯田出張所	395-0053	飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎1階	0265-22-2613
長野地域事務所	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎内	026-235-6026
上田地域事務所	386-0025	上田市天神町4-17-3 金井MSTYビル1階	0268-22-5267
松本地域事務所	390-0815	松本市深志2-6-5 マルナカ深志ビル1階	0263-36-2787
茅野地域事務所	391-0002	茅野市塚原1-3-20 茅野商工会議所会館1階	0266-82-6785
伊那地域事務所	396-0025	伊那市荒井3446-21 シマダヤバラエティービル2階	0265-73-4860

市町村課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会
- 3 代表者の氏名
花村 有利子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市庄内一丁目6番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民に聴覚障害者の生活と権利の制約に対する正しい理解を広め、聴覚障害者の福祉向上・社会参加・社会的自立を実現するために、聴覚障害問題に関する学習や事業を行い、社会及び聴覚障害者への啓発に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらら
- 3 代表者の氏名
清水 雅也
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市臥竜一丁目7番17号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、住み慣れた地域環境のもとで、まごころのこもった福祉サービス・介護支援事業を行い、すべての人々が安心して生活が維持できるような安らぎと生きがいを感じられる地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青い雲
- 3 代表者の氏名
田中 裕紀子
- 4 主たる事務所の所在地
松本市桐三丁目2番49号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、形式にとらわれない自由な葬儀・葬送の企画・提案・運営、障害者や高齢者の自立支援等のサポートを通して、市民一人一人の意思を尊重し、権利を守る社会の形成及び消費者保護に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成26年8月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人遺言・成年後見普及センター長野
- 3 代表者の氏名
甲田 正昭
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市長土呂427番地27
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や認知症の方々に対して、次の2つに関する事業を行い、広く公益に貢献することを目的とする。
- (1) 遺言がないことによる相続争いを防ぐため、相続や遺言に係る正しい知識及び利用の方法などを普及させること。
- (2) 高齢者や認知症の方々の財産管理などを目的とする、成年後見制度に係る知識及びその利用の方法などを普及させること。

県民協働課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、平成26年8月19日、諏訪市飯島土地区画整理組合の解散を認可しました。

平成26年8月25日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課